

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正概要

職員の定年引上げ等に伴い、給料月額が引き下げられる職員及び管理監督職勤務上限年齢制により降任等となった職員の退職手当の計算について、特例措置を講ずるほか、所要の規定整備をする。

2 主な特例措置

定年引上げ後、60歳に達した年度の翌4月1日（以下「特定日」という。）以降に退職した職員の退職手当の基本額の計算にあたっては、給料が原則7割措置されていることを踏まえ、60歳に達する年度末に退職した場合の退職手当額に、特定日以後の勤続期間に応じた退職手当額を加えた額とする。

3 雇用保険法等の一部改正に伴う対応

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）及び職業安定法（昭和22年法律第141号）の一部改正に伴い発生する引用条項のずれ及び失業給付に係る所要の規定整備を行う。

4 施行期日

令和5年4月1日（一部の規定は、公布の日）